

令和6年第2回区議会定例会

議案説明資料

※議案第54号及び55号については資料なし

(議案第39号)

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

このたび、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、宅地造成等規制法の一部が改正され、題名が「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改められるとともに、都道府県知事等は、盛土等により人家等に被害を及ぼし得る区域を規制区域として指定し、規制区域内で行われる盛土等を許可の対象とすること等とされた。

東京都では、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」の一部を改正し、当該許可等に関する事務を特別区が処理することとともに、令和6年7月に、杉並区を含む都内のほぼ全域を規制区域として指定することとした。

また、建築基準法等の一部が改正され、既存不適格建築物について、市街地環境への影響が増大しないと特定行政庁が認める大規模の修繕又は大規模の様式替を行う場合においては、接道義務又は道路内建築制限に係る現行の規定を適用しないこと等とされた。

これらのこと等に伴い、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料等を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

- 1 宅地造成等工事規制区域内において宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行う場合における宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料等を定める。(改正後の別表第1の127の2の項から127の2の5の項まで)
- 2 開発行為許可申請手数料等を改める。(別表第1の124の項、125の項及び127の項)
- 3 既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料及び既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料を1件につき28,000円とする。(改正後の別表第1の122の6の項及び122の7の項)

<実施の時期>

令和6年7月31日。ただし、前記3については、公布の日

【問合せ先】

建築課 内線 3 3 2 1

市街地整備課 内線 3 3 6 1

(議案第40号)

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の証紙徴収の方法に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する種別割については、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」に定める合同委員会において合意された税率により課税することができることとされ、その徴収方法については、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」により、証紙徴収の方法によらなければならないこととされているところである。

このたび、同法の一部が改正され、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する種別割の徴収について、条例で定めるところにより、証紙徴収の方法に加えて、普通徴収の方法によることができること等とされた。

このことに伴い、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する種別割の徴収の方法を改める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

- 1 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する種別割は、普通徴収又は証紙徴収の方法によって徴収すること等とするほか、必要な規定の整備を行う。(題名、第1条、改正後の第3条から第5条まで及び別記様式)
- 2 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する種別割の税率を定める。(改正後の第2条)

<実施の時期>

公布の日

【問合せ先】

課税課 内線1201

(議案第 4 1 号)

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、令和 6 年度末をもって指定管理者の指定期間が満了する杉並区立高井戸保育園について、私立保育園へ転換することとした。

このことに伴い、高井戸保育園を廃止する必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

高井戸保育園を廃止する。(第 1 条)

<実施の時期>

令和 7 年 4 月 1 日

【問合せ先】

保育課 内線 1 3 7 1

(議案第 4 2 号)

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区では、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準について、内閣府令で定める基準に従うこと等により、条例で定めているところである。

このたび、基準府令の一部が改正され、小規模保育事業所等における満 3 歳児から満 5 歳児までに係る保育士等の配置基準について見直しが行われた。

このことに伴い、基準府令と同様の改正を行う必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

小規模保育事業所 A 型、小規模保育事業所 B 型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所における保育士等の配置基準を、満 3 歳以上満 4 歳未満の児童おおむね 1 5 人につき 1 人以上、満 4 歳以上の児童おおむね 2 5 人につき 1 人以上に引き上げる。(第 2 9 条、第 3 2 条、第 4 6 条及び第 5 0 条)

<実施の時期>

公布の日

【問合せ先】

保育課 内線 1 3 4 1

(議案第 4 3 号)

杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条に規定する児童福祉法第 5 9 条の 2 第 1 項に規定する施設に関する経過措置に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区では、施設等利用給付の対象となる認可外保育施設の基準について、内閣府令で定める基準を超えない範囲内において条例で定めているところである。

このたび、当該内閣府令の一部が改正され、施設等利用給付の対象となる認可外保育施設は、送迎用バス等にブザーその他の車内の小学校就学前子どもの見落としを防止する装置を備えなければならないこと等とされた。

このことに伴い、当該内閣府令と同様の改正を行う必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

- 1 施設等利用給付の対象となる認可外保育施設は、安全計画を策定し、当該計画に従い、小学校就学前子どもの安全確保に配慮した保育を実施しなければならないこと等とする。(第 3 条)
- 2 施設等利用給付の対象となる認可外保育施設は、送迎用バス等にブザーその他の車内の小学校就学前子どもの見落としを防止する装置を備えなければならないこと等とする。(第 3 条)
- 3 その他必要な規定の整備を行う。(第 3 条)

<実施の時期>

公布の日

【問合せ先】

保育課 内線 1 3 4 1

杉並区立神明中学校改築建築工事

件名	杉並区立神明中学校改築建築工事の請負契約の締結について
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	杉並区荻窪五丁目18番14号 興建社・江州・国際・友伸建設共同企業体 代表者 株式会社興建社 代表取締役 水島 隆明
契約の金額	4,609,000,000円
契約の目的	老朽化校舎の更新及び教育環境の向上などのため、杉並区立神明中学校を改築する。
工事概要	杉並区立神明中学校の改築工事を行う。 改築概要 <ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積：8,599.53 m² ・構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造 ・階数：地下1階・地上4階 ・規模：建築面積 3,471.97 m² 延床面積 8,110.57 m² 主な諸室 <ul style="list-style-type: none"> ・地下1階：アリーナ、防災倉庫等 ・1階：職員室、校長室、保健室、給食室、事務室、進路指導室、開放会議室等 ・2階：理科室、技術室、美術室、家庭科室、音楽室、多目的室、図書室、少人数教室等 ・3階：普通教室、学びの教室、多目的室、プール等 ・4階：普通教室、少人数教室等 その他 屋外倉庫棟、駐輪場、歩道状空地、植栽等 解体工事（既存校舎・屋内運動場等） 昇降機設備工事
工事期間	契約締結の翌日から令和9年7月23日まで
発注方法	建設共同企業体発注
仮契約日	令和6年5月15日
入札参加者数	自主結成された4社を構成員とする建設共同企業体3者

【問合せ先】 営繕課
経理課

内線1561
内線1531

(議案第45号)

杉並区立神明中学校改築電気設備工事

件名	杉並区立神明中学校改築電気設備工事の請負契約の締結について
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	杉並区堀ノ内三丁目25番5号 牧野・杉並・清田建設共同企業体 代表者 牧野電設工業株式会社 代表取締役 牧野 光洋
契約の金額	559,900,000円
工事概要	電気設備工事 (1)受変電設備 (2)発電設備 (3)幹線動力設備 (4)電灯・コンセント設備 (5)警報・電力計測設備 (6)構内交換設備 (7)構内情報通信網設備 (8)拡声設備 (9)テレビ共同受信設備 (10)防犯設備 (11)舞台照明設備 (12)音響設備 (13)誘導支援設備 (14)電気時計設備 (15)火災報知設備 (16)防災無線用配管設備 (17)機械警備用配管設備
工事期間	契約締結の翌日から令和9年7月23日まで
発注方法	建設共同企業体発注
仮契約日	令和6年5月15日
入札参加者数	自主結成された3社を構成員とする建設共同企業体2者

【問合せ先】 営繕課 内線1561
経理課 内線1531

(議案第46号)

杉並区立神明中学校改築空気調和設備工事

件名	杉並区立神明中学校改築空気調和設備工事の請負契約の締結について
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	杉並区高円寺南五丁目6番9号 吉田・ユードイ建設共同企業体 代表者 吉田設備工業株式会社 代表取締役 安澤 勝志
契約の金額	397,100,000円
工事概要	空気調和設備工事 (1) 空気調和設備工事 (2) 換気設備工事 (3) 自動制御設備工事
工事期間	契約締結の翌日から令和9年7月23日まで
発注方法	建設共同企業体発注
仮契約日	令和6年5月15日
入札参加者数	自主結成された2社を構成員とする建設共同企業体3者

【問合せ先】 営繕課 内線1561
経理課 内線1531

杉並区立済美教育センター及び併設2施設増築その他建築工事

件名	杉並区立済美教育センター及び併設2施設増築その他建築工事の請負契約の締結について
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	杉並区荻窪五丁目18番14号 興建社・日盛建設共同企業体 代表者 株式会社興建社 代表取締役 水島 隆明
契約の金額	990,000,000円
契約の目的	済美養護学校の生徒数増加への対応及び教育環境の向上などのため、杉並区立済美教育センターを増築及び改修し、中学部をセンター1階に移設する。
工事概要	杉並区立済美教育センター及び併設2施設の増築工事及び内装改修工事を行う。 ○増築概要 ・敷地面積：6,956.45 m ² ・建築面積：増築(北棟・南棟)及び渡り廊下 729.65 m ² ・延床面積：増築(北棟・南棟)及び渡り廊下 1,108.80 m ² ・構造：鉄筋コンクリート造 増築(北棟・南棟) 鉄骨造 渡り廊下 ・階数：増築北棟 地上1階、増築南棟 地上2階 渡り廊下 地上1階 ・主な諸室 済美教育センター諸室、済美養護学校中学部諸室 及び堀ノ内災害備蓄倉庫 ○その他 ・内装改修 済美教育センター1階を済美養護学校中学部諸室に改修するとともに、2階を済美教育センター諸室として内装改修を行う。 撤去・改修 2,998.53 m ² ・昇降機設備工事(建築工事に含む) 1式
工事期間	契約締結の翌日から令和7年8月15日まで
発注方法	建設共同企業体発注
仮契約日	令和6年5月15日
入札参加者数	自主結成された2社を構成員とする建設共同企業体2者

【問合せ先】 営繕課 内線1561
経理課 内線1531

(議案第48号)

杉並区立済美教育センター及び併設2施設増築その他給排水衛生設備工事

件名	杉並区立済美教育センター及び併設2施設増築その他給排水衛生設備工事の請負契約の締結について
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	杉並区桃井一丁目3番2号 シンコー・克明工業株式会社 代表取締役 吉田 香太郎
契約の金額	165,000,000円
工事概要	給排水衛生設備工事 (1) 衛生器具設備工事 (2) 給水設備工事 (3) 排水設備工事 (4) 給湯設備工事 (5) 消火設備工事 (6) ガス設備工事 (7) 自動制御設備工事 (8) 撤去工事 (9) 建設副産物処分工事
工事期間	契約締結の翌日から令和7年8月15日まで
発注方法	単体発注
仮契約日	令和6年5月15日
入札参加者数	2者

【問合せ先】 営繕課 内線1561
経理課 内線1531

(議案第49号)

杉並区立済美教育センター及び併設2施設増築その他空気調和設備工事

件名	杉並区立済美教育センター及び併設2施設増築その他空気調和設備工事の請負契約の締結について
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	杉並区桃井一丁目3番2号 シンコー・田中建設共同企業体 代表者 シンコー・克明工業株式会社 代表取締役 吉田 香太郎
契約の金額	280,500,000円
工事概要	空気調和設備工事 (1) 空気調和設備工事 (2) 換気設備工事 (3) 自動制御設備工事 (4) 撤去工事 (5) 建設副産物処分工事
工事期間	契約締結の翌日から令和7年8月15日まで
発注方法	建設共同企業体発注
仮契約日	令和6年5月15日
入札参加者数	自主結成された2社を構成員とする建設共同企業体3者

【問合せ先】 営繕課 内線1561
経理課 内線1531

(議案第50号)

(仮称)杉並区立国指定史跡「荻外荘(近衛文麿旧宅)」展示休憩施設棟
建設工事の請負契約の締結について

件名	(仮称)杉並区立国指定史跡「荻外荘(近衛文麿旧宅)」展示休憩施設棟 建設工事の請負契約の締結について
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	江戸川区中葛西三丁目37番4号 スターツCAM株式会社 代表取締役 直井 秀幸
契約の金額	279,191,000円
契約の目的	周辺施設との連携や回遊性を確保するため、荻窪三庭園の案内所としての機能を備えつつ、荻窪の歴史や原風景を顧みながら多くの人が集い、交流する場として活用する施設を整備する。
工事概要	国指定史跡「荻外荘(近衛文麿旧宅)」関連の文化財展示等を行う展示休憩施設棟の建設工事を行う。 1. 建築工事 ・敷地面積 : 449.09 m ² ・構造 : 鉄筋コンクリート造、一部 鉄骨造 ・階数 : 地上2階 ・規模 : 建築面積 136.65 m ² 延床面積 259.37 m ² 主な諸室 ・1階: 案内所(ショップ)、キッチン、休憩スペース(カフェ) ・2階: 展示室 外構・舗装・植栽工事等 2. 電気設備工事 一式 3. 給排水衛生空気調和設備工事 一式 4. 昇降機設備工事 一式
工事期間	契約締結の翌日から令和7年5月30日まで
発注方法	単体発注
仮契約日	令和6年5月15日
入札参加者数	5者

【問合せ先】 営繕課 内線1561
経理課 内線1531

コミュニティふらっと本天沼増築その他工事の請負契約の締結について

件名	コミュニティふらっと本天沼増築その他工事の請負契約の締結について
契約の相手方	杉並区西荻北二丁目24番13号 友伸建設 株式会社 代表取締役 五味 洋司
原契約年月日	令和5年8月31日
原契約の金額	148,775,000円 (内消費税額13,525,000円)
変更後の金額	152,240,000円 (内消費税額13,840,000円)
工事概要	1. 建築工事 ○仮設工事 (外部足場、仮囲い、養生、交通誘導員等) 一式 ○増築工事 一式 ・構造 : 鉄骨造 ・階数 : 地上2階 ・延床面積 : 69.2 m ² ○既存改修工事 (RC造、地上2階、延床面積 : 426.31 m ²) ・内装改修 (塗装改修及び建具改修等) 一式 ・便所改修 (床・壁・天井及びトイレブース等改修) 一式 ・外構改修 (インターロッキング敷直し、樹木伐採等) 一式 2. 電気設備工事 一式 3. 機械設備工事 一式 4. 昇降機設備工事 一式
変更理由	令和6年4月1日施行の「杉並区週休2日制営繕工事実施要領第7条(2)ウ」に基づく労務費の補正により、契約金額の変更を行う必要がある。
工事期間	契約締結の翌日から令和6年7月31日まで
仮契約日	令和6年4月30日

【問合せ先】 営繕課 内線1561
経理課 内線1531

(議案第52号・53号)

令和6年度杉並区各会計補正予算

今回の補正予算は、4週8休単価適用に伴う高円寺図書館等複合施設等に係る追加の工事費や子どもへのインフルエンザ予防接種に係る経費等について、新たな事情や緊急性の観点から計上するものです。

1. 議案第52号 令和6年度杉並区一般会計補正予算(第3号)

【概要】

補正事業 22事業 561,544千円
財源更正 1事業

【歳出予算】

(1)防災施設整備	900千円
(2)コミュニティふらっとの整備	8,200千円
(3)国民健康保険事業会計繰出金	△ 138,294千円
(4)日常生活支援サービス	591千円
(5)長寿応援ポイント事業	1,749千円
(6)障害者の地域生活支援体制の充実	93,074千円
(7)高齢者在宅サービスセンター等の維持管理	1,518千円
(8)在宅児童支援	1,561千円
(9)私立認可保育所	243,325千円
(10)認証保育所運営	1,610千円
(11)地域型保育事業	57,527千円
(12)研修参加代替職員確保補助事業	51,008千円
(13)子どもの権利擁護の推進	345千円
(14)保育所等における子どもの安全対策支援事業	90,422千円
(15)園庭確保支援	3,891千円
(16)高円寺東保育園の移転整備	6,800千円
(17)学童クラブの整備	2,911千円
(18)予防接種	108,229千円
(19)みどりを守る	9,020千円
(20)杉並区教育委員会の運営	980千円
(21)高井戸小学校の増築	4,060千円
(22)高円寺図書館の移転改築	12,117千円

【歳入予算】

○特別区税	31,503千円
○使用料及び手数料	4,349千円
○国庫支出金	106,059千円
○都支出金	419,633千円

